

碧南市水防計画の主な修正事項（案）

碧南市水防計画の修正の要旨

1 趣旨

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、洪水、津波又は高潮による水害を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、碧南市の各河川、海岸に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送又は水門若しくはこう門の操作、水防のための消防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用について実施の大綱を示したものあり、「碧南市地域防災計画」と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

2 修正の方針

(1) 愛知県水防計画の記載に合わせ修正

水防に関連する予報・警報の発表基準、伝達系統の変更

(2) 碧南市各部局における変更事項及び表記の整理等

3 主な修正点

(1) 水防計画（案）

ア 用語の定義の記載を県計画の修正及び記載に合わせ修正 p 4

イ 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準を県計画の修正及び記載に合わせ修正 p 19～p 24

ウ 水防に関する予報・警報の伝達を県計画に合わせ修正 p 29、30

エ 洪水予報の種類等と発表基準（矢作川）を県計画の変更に合わせ追加 p 35、36

(2) 資料編（案）

ア 資料1、資料2 名称変更等及び非常配備体制表見直しのため修正
（班体制の見直し「供給班(商工課)」の業務の一部を「調達班(資産活用課、行政課)」へ移行「市民班(市民課)」の業務を「市民班(市民課)」「遺体安置班(市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課)」へ分ける 等)

イ 資料11 一時退避場所 ビジネスホテルアーク 削除